

中小企業者

業種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5000 万円以下	100 人以下
小売業	5000 万円以下	50 人以下
製造業、建設業、運輸業 上記以外のその他の業種	3 億円以下	300 人以下

中小企業基本法 （抜粋）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

小規模企業者

業種	常時使用する従業員数	資本金、出資等の 規定なし
商業又はサービス業	5 人以下	
上記以外の業種	20 人以下	

中小企業基本法 （抜粋）

第二条第 5 項

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。